

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	文化観光課歴史まちづくり室	R08長文観第7号	史跡下坂氏館跡運営業務		史跡下坂氏館跡	史跡下坂氏館跡の公開・運営等
	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月1日	1,684,800円	長浜市下坂中町171番地 下坂氏館跡を守る会	国指定史跡の公開・運営という当該事業の性質・目的上、競争入札には適さないため、史跡下坂氏館跡を一般公開し、現地管理と保存を行うことを目的に結成された「下坂氏館跡を守る会」に業務を委託するもの。 他の団体では、きめ細やかな対応が見込めず、競争入札に適さない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	文化観光課歴史まちづくり室	R08長文観第118号	名勝慶雲館庭園植栽維持管理業務		長浜市港町	慶雲館庭園内樹木の維持管理 ・主景観木剪定、薬剤散布、雪吊り ・低木剪定、薬剤散布 ・生垣刈込み
	令和8年5月16日 から 令和9年3月19日 まで	令和8年5月15日	2,381,500円	長浜市山階町561番地 中川造園 中川 茂樹	国指定文化財の名勝慶雲館庭園の植栽管理には、文化財庭園に精通した専門的な知識を有するとともに、高度な技量を有する必要がある。また一定期間、同一業者による管理を行うことで、適切な名勝庭園の維持保全を図ることができる。このことから、名勝慶雲館庭園整備業者選定委員会において、知識と技量の実績等の審査を行い、中川造園に決定されたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	文化観光課歴史まちづくり室	R08長文観第156号	名勝慶雲館庭園保存整備実施支援業務		長浜市港町	名勝慶雲館庭園整備基本計画に基づき、「名勝慶雲館庭園保存整備委員会」において承認された、庭園整備工事および植栽修復剪定等の設計監理等業務

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
3	令和8年5月20日 から 令和9年3月26日 まで	令和8年5月19日	1,287,000円	京都市上京区多門町440-6 株式会社環境事業計画研究所 代表取締役 吉村 龍二	国指定文化財である名勝慶雲館庭園の整備を設計するにあたっては、国指定名勝庭園の復元整備に精通した専門的な知識を有する必要がある。株式会社環境事業計画研究所は国指定名勝庭園の保存整備の設計について専門的な知識を有し、多くの実績を有する。加えて七代目小川治兵衛の作庭による庭園の設計業務にも実績のある業者であり、委託業者として適正である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	文化観光課歴史まちづくり室	R08長文観第158号	名勝慶雲館庭園保存整備事業報告書作成支援業務		長浜市港町	平成22年度から令和8年度まで実施した名勝慶雲館庭園保存整備事業の結果を報告書としてまとめて内容を周知する。当業務は、平成22年度から令和8年度にかけて実施した名勝慶雲館庭園保存整備事業の報告書作成を行うものである。
	令和8年5月22日 から 令和9年1月29日 まで	令和8年5月21日	1,892,000円	京都市上京区多門町440-6 株式会社環境事業計画研究所 代表取締役 吉村 龍二	当該業務は平成22年度から令和8年度にかけて実施した名勝慶雲館庭園保存整備事業の成果を報告書として取り纏めるものである。報告書に記載する内容については専門家および学識経験者により組織される名勝慶雲館庭園保存整備委員会において審議されてきた過程を踏まえ、正確に記載する必要がある。 株式会社環境事業計画研究所は事業開始当初年度から委員会の運営補助と工事等の監理に携わった業者であり、事業開始当初からの庭園整備事業に関する資料を数多く蓄積している。 また、同者は国指定名勝庭園の保存整備について専門的知識を有し、文化財庭園の報告書作成について多くの実績を有することから委託業者として適正である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	文化観光課歴史まちづくり室	R08長文観第205号	名勝慶雲館庭園植栽修復剪定業務		長浜市港町	名勝慶雲館庭園保存整備委員会において審議された事項で、慶雲館庭園内の樹木において、景観上支障となる樹木、建造物に影響を及ぼす樹木などを対象に、段階的に整えるための剪定や、支障木の伐採により、良好な庭園環境を作る。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等		委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間		契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
5	令和8年6月6日	から	令和8年6月5日	1,342,000円	長浜市山階町561番地	慶雲館庭園は名勝庭園という性質上、植栽の剪定作業には熟練した技術が求められ、名勝庭園における植栽剪定の履行実績は不可欠である。このことから「名勝慶雲館庭園整備業者選定委員会」において、市内造園業者の面接と技術審査を行った結果中川造園が採用され、これまで植栽修復剪定業務を委託してきた。本整備事業においては同一業者による計画的な植栽整備が必要であるため引き続き委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	令和9年3月19日	まで			中川造園 中川 茂樹		